



議案第六十九号

三朝町老人居室整備資金貸付条例の一部改正について

次のとおり三朝町老人居室整備資金貸付条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十年七月十九日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾年七月拾九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎

三朝町条例第

号

三朝町老人居室整備資金貸付条例の一部を改正する条例

三朝町老人居室整備資金貸付条例（昭和四十八年三朝町条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第五条中「五十万円以内」を「六十万円以内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。